

## 千葉都市計画特別緑地保全地区の決定（千葉市決定）

都市計画貝塚特別緑地保全地区を次のように決定する。

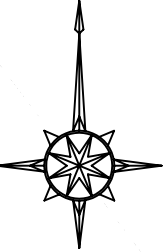
名 称	面 積	備 考
貝塚特別緑地保全地区	約 1.6 ha	都市緑地法第12条第1項第3号

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

### 《理 由》

市街地に隣接する貴重な樹林地を保全するとともに、住民の健全な生活環境を維持するため、本案のとおり決定する。

# 千葉都市計画特別緑地保全地区について（千葉市決定） 計画図



S=1:5,000

貝塚特別緑地保全地区

市立北貝塚小学校

市立貝塚中学校

国道51号バイパス

京葉道路

佐倉街道

凡 例



決定区域